

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年11月まで
② 平成6年10月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時は学生であったが、20歳になったころにA市役所から通知があり、母が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれたはずである。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は1か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとするその母は、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月に払い出されていることが推認でき、この時点で申立期間②の保険料を過年度納付することが可能である上、事実、社会保険庁の記録により、申立期間②の前後の保険料は、平成8年1月から9年4月にかけて毎月過年度納付されていたことが確認できることから、納付意識の高い申立人の母が申立期間②の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、その母は、A市役所に行き加入手続を行った記憶が無いと証言するなど、加入時期やその方法についての記憶は曖昧である上、申立人は現在所持する年金手帳（平成7年11月払出し）

以外の手帳を所持した記憶は無いとするなど、申立期間①当時に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和36年4月から37年12月までの納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和35年10月ごろにA村役場（現在は、B市役所C支所）において夫が行ってくれた。保険料は、毎月集金に来ていた集落の組長に納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫も申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和37年12月10日に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、国民年金の加入手続を行いながら、同年4月から同年12月までの現年度保険料を未納のままにしておくことは考え難い上、B市役所は、申立人が居住していた当時のA村では、年度途中の加入者の現年度保険料については、保険料推進員である集落の組長に対して、納付が可能かどうかを本人や家族に確認して集金するよう依頼していたと回答していることから、納付意識の高い申立人夫婦が現年度納付の可能な37年4月から同年12月までの保険料を一括して納付したとしても不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間の保険料を納付するには、過年度納付又は特例納付によることとなるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとするなど、過年度納付あるいは特例納付をうかがわせる事情が見当たらない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年1月及び同年2月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成14年1月から同年3月までの保険料が未納であるとの回答を受け取った。

私は、経済力が無く保険料の未納が続いたので、平成11年ごろ父母に相談して、父母に保険料を納めてもらうことにした。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年ごろからそれまで未納であった国民年金保険料をその父母に納付してもらったと申し立てしているところ、事実、社会保険庁のオンライン記録により9年9月から同年11月までの過年度保険料を11年10月から同年12月に納付したことが確認できる。

また、申立人から提出された申立人と年金受給者であるその母の平成12年分から14年分までの確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料支払額は社会保険庁のオンライン記録から確認できる各年の国民年金保険料の納付総額と一致していることが確認できるなど申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人から提出された平成15年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された支払金額は、社会保険庁のオンライン記録で13年5月から同年11月までの7か月分の過年度納付額及び納付が確認でき、14年11月から15年10月までの12か月分の保険料額の合計額に比べ2か月分に相当する保険料が更に納付されたと考えられる金額が記載されている。

加えて、申立人から提出された確定申告書(控)を作成したとするその父は、

確定申告書の社会保険料控除欄への記載は、当時所持していた国民年金保険料領収証により行ったと証言しており、かつ、申立期間の保険料は、平成15年分の確定申告書を作成する時点では、過年度納付が可能であったことを考慮すると、申立期間のうち、2か月分の保険料は納付されていたものとしても不自然さはない。

一方、申立期間のうち、1か月分の保険料については、納付したことを示す関連資料(領収書、家計簿等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和37年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について申請免除を受けているとの回答を受け取った。

申立期間①の保険料については、私又は母が、母の分と一緒に地域の集会所に持参し納付していた。

申立期間②の保険料については、妻が、母及び夫婦の分と一緒に納めていたはずであるにもかかわらず、妻だけが納付済みとなっている。

当時は経済的に苦しかったことはなく、保険料の免除を受けた記憶は無いので、妻の納付記録と照合して調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和35年10月1日を資格取得日として国民年金制度発足当初に払い出されたことが確認できる上、申立人は、申立期間を除く、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の母も昭和36年4月1日を資格取得日として国民年金に任意加入し、申請免除期間37年4月から41年3月までを除き保険料をすべて納付しており、申立人及びその母の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①については、任意加入被保険者であるその母が国民年金保険料を納付済みであること及び当時申立人が居住していた地域の強制加入被保険者のほとんどに未納が無いことを考慮すると、申立人のみが保険料の免除申請を行ったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人の保険料納付の記憶が曖昧^{あいまい}である上、その母及びその妻は既に他界しているため保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人の記録は社会保険庁のオンライン記録及びA市役所の被保険者名簿のいずれにおいても申請免除期間となっている。

加えて、申立人又はその妻が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和31年10月1日に、資格喪失日を32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から32年11月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

昭和31年10月1日にA社へ入社し、32年11月1日に次の会社へ移るまで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容、退職に至った事実関係の具体的な説明及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に業務内容等に変更無く継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間において、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社において同年齢で同じ業務に

従事していた同僚の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主の保険料納付義務の履行については、資格取得届、標準報酬月額算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 10 月から 32 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月21日から同年9月2日まで
ねんきん特別便を見て、昭和49年8月だけ厚生年金保険に未加入であることが分かった。

B社の関連会社に40年間正社員として勤務し、厚生年金保険料をかけてきたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和49年7月分及び同年8月分のA社の給料支払明細書により同年7月と同年8月の支給額が同額であることが確認できること、及び複数の同僚が同社の給与の支払いについて「月末締め」と証言していることから、申立人が同社に同年8月末まで在籍していたことが推認できる。

また、申立人が提出したA社の昭和49年8月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、複数の同僚の証言から、当時の同社における厚生年金保険料控除は「当月控除」であることが推認できることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出のA社の昭和49年8月分の給料支払明細書に記載された支給額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

の事業を承継したB社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和49年8月21日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年6月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

夫からは、私の老後を考え、昭和39年5月ごろ、市のA地区事務所で私の国民年金について加入手続を行い、その時点で36年4月からの3年分の保険料として、3千数百円を一括払いしたと聞いている。

その後の保険料は、集金に来た自治会の役員に、夫が3か月分まとめて納付した。夫は加入手続の際に3年分納めれば、最初から資格が付くと言われて納めたと言っていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録により昭和47年6月27日にB市で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料については時効により納付することができない。

また、申立人は、その夫が国民年金の加入手続の際、窓口職員から3年分保険料を納付すれば、最初から被保険者資格を取得できると言われ、申立人の昭和36年4月からの3年間分の保険料をさかのぼって納付したとしているが、B市役所からは、「当時の資料が無く分からないが、特例納付実施期間でもない昭和39年5月時点において、過年度納付期間(2年間)を超える保険料納付についての説明を市が行うことは考えられない上、当時、市役所の窓口では過年度保険料を収納していなかった。」との回答が得られたことから、申立人の夫が主張する方法では保険料の納付はできなかったと推認できる。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索

によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の夫は、国民年金保険料を特例納付した記憶が無いとしている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から49年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年6月から49年3月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

20歳になった後、町の広報などで国民年金への加入の必要性を知り、仕事の合間を縫って自分でA町役場（現在は、B市役所C支所）に行き加入手続を行った。当時、国民年金窓口の場所や職員についてもよく覚えている。

保険料は、父が家族の分をまとめて納付してくれていたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった後に自ら町役場に行き国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の記録により申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のほぼ半分については時効により保険料を納付することができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与していない上、保険料の納付を行ったとするその父は、既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、自身で保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から 51 年 10 月 7 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間当時は、子供が3歳と1歳ほどだったが、祖母が子供の世話をしてくれてフルタイムで働いていたので、1年間の厚生年金保険加入期間の空白はあり得ない。厚生年金保険料は納めており、継続して加入していたはずなので、給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は申立期間に勤務していないと回答している上、申立人が名前を挙げ、照会することができた同僚のうち、一人は申立人を記憶しているものの、勤務期間までは記憶していないと証言し、他の一人は申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間における勤務の事実を確認することができない。

また、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人のA社における最初の被保険者期間（昭和50年2月3日から同年8月31日まで）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の証返納年月日欄には、「50. 9. 20 返納」と記載されている上、申立人の夫に係る被保険者原票の被扶養者欄には、申立人に係る扶養開始年月日が「50. 11. 20」、扶養終了年月日が「52. 6. 15」と記載されており、申立期間の大部分は申立人がその夫の被扶養者となっていた期間と重複していることが認められる。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社B工場に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

A社B工場には、昭和 61 年 1 月から 63 年 8 月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間が中断していることは考えられない。

給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る資料が残存していないため、申立人が申立期間に勤務したかは不明と回答している上、申立人が名前を挙げている同僚は、申立人を記憶しているものの、勤務期間までは記憶していないと証言し、他の同僚二人は、申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の主張以外、申立人の申立期間に係る当該事業所における勤務の事実を確認することができない。

また、A社B工場における雇用保険被保険者記録及び厚生年金基金の記録は、いずれも厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 4 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入の事実が無いとの回答を受け取った。
高等学校を卒業後の昭和 35 年 3 月 1 日から正社員としてA社に勤務していた。退職金も昭和 35 年 3 月から計算されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、社員プロフィール、社員台帳及び同僚の証言から、申立人が申立期間において社員見習としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人及び申立人が同時に入社したとして名前を挙げた同僚8人は、いずれも昭和35年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び事業主が保管する社会保険被保険者台帳でも、厚生年金保険の資格取得日は同日であることから、A社では、社員見習期間においては、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚のうちの一人は、「社員見習期間においては、給与から社会保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

10 年以上前に社会保険事務所へ年金相談に行った際、A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として支給済みと言われたが、最近のテレビ等の報道で年金記録問題が騒がれているのを見て申し立てた。

昭和 32 年 3 月に姉が勤務していたA社に就職し、38 年 4 月に結婚のため退職したが、退職時には反物をもらっただけで、脱退手当金の手続をした覚えは無く、現金をもらった覚えも無いのに脱退手当金を受けたことになっているのは、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社において、社会保険事務を担当していた者は、「脱退手当金を受給できる結婚退職等の女性については、会社側が脱退手当金の請求手続を代行していた。」と証言している上、同社において脱退手当金の支給記録のある女性で照会することができた4人のうち2人は、いずれも「脱退手当金を受給しており、その請求手続については同社に代行してもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても同社による代理請求が行われたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。